グループホーム 陽春の里

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 運営規程

(目的)

第1条 有限会社 松田メディカルサービス が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指 定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防地域密着型サービスに該当する指定介護予防認 知症対応型共同生活介護(以下、「各指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業の運営 及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、自立した生活が困難になった利用者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する各指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚 生労働省令、告示、横浜市条例の趣旨及び内容等に沿ったものとする。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、 個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 本事業所の名称はグループホーム 陽春の里とする。 所在地は、横浜市栄区中野町56-4とする。

- 2 基本理念
 - ①利用者が求める生活に基づいた援助を目指します。
 - ②利用者が求める生活に基づいた環境づくりを目指します。
 - ③利用者を支えるための地域づくり、社会づくりに必要な情報や提案の発信をしていきます。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤) 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者

こもれび 1名以上(常勤・非常勤)

ひだまり 1名以上(常勤・非常勤)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 20名以上

こもれび 9名以上(常勤3名以上・非常勤6名以上)

ひだまり 11名以上(常勤3名以上・非常勤8名以上)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 2ユニットとする。

- ① 1階 こもれび 定員9名
- ② 2階 ひだまり 定員9名

(介護の内容)

第7条 各指定認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話または支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

- 第8条 各指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその おかれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下介護 計画)を作成する。
 - 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書により同意を得る。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況に ついての評価を行う。

(利用料等)

- 第9条 本事業が提供する各指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。 ただし、その他の費用については、別紙 4「グループホーム陽春の里料金一覧表」のとおり支 払いを受ける。
 - 2 月の中途における入居または退居については家賃を日割り計算とする。
 - 3 外出・外泊の場合、3日前まで事前連絡を受け付け、連絡を受けた場合、食材料費を日割り計算し、翌月の請求に差額を経常する。連絡が無い場合は食材料費の日割り計算はしないものとする。
 - 4 治療を目的とした入院等により不在になる場合、食材料費以外の項目の支払いを受けるものとする。

- 5 利用料の支払いは、月ごと発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 6 生活保護受給者については敷金のみ減免とし、敷金のみ生活保護基準に料金を引き下げる。
- 7 事業所は利用者の「介護保険負担割合証」を確認し、各利用者の負担割合にしたがって介護保 険費用の支払いを受ける。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 利用者、入居に当たっては、運営規程その他の規則を遵守し、運営に必要な事業所の指示に 従うものとする。
 - 2 各指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援者であって認知症の状態に あり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - 3 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 4 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 5 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介 護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(衛生管理)

- 第11条 各指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を 保持し、常に衛生管理に留意する。
 - 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
 - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、 速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況 及び事故に際して採った措置について記録する。
 - 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに 損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、

日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難 等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、年2回以上地域の協力機関等と連携をはかり避難訓練を行う。
- 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。

(緊急時の対応方法について)

- 第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
 - 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(重度化及び看取り介護)

- 第15条 事業所は、一般的に認められている医学的所見から、医療機関での治療を受けても(病院へ救急搬送しても)回復の見込みが薄い状態だと医師が判断した場合、本人又はその家族の同意を得て、主治医・看護師・管理者・職員等協働による看取り介護に関する計画書のもと、随時、本人または家族への説明を行い、同意を得ながら事業所内で看取り介護を行う。
 - 2 事業所は、重度化及び看取り介護に関する指針を策定し、次のことを行う。
 - (1) 入居の際に利用者又はその家族に対して、当該指針を説明し、同意を得る。
 - (2) 看取りに関する職員研修を行う。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、 事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を 講ずるものとする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止)

- 第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

- 第19条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
 - 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録 しなければならない。
 - 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等 の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をする ことが困難な場合は、この限りでない。
 - 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
 - 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(ハラスメント防止対策)

第20条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

- 第21条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
 - 2 利用者に対する各指定認知症対応型共同生活介護提供に関する諸記録を整備し、その完結の日 から5年間保存するものとする。

(運営推進会議)

第22条 運営推進会議

利用者、利用者の家族、事業者が所在する市町村の職員又は当該事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聞く機会を設ける。

(事業所の連携先について)

第23条 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保

健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域 における様々な取り組みを行う者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める ものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対 応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を 図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要 な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第25条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものと する。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行 体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 法人の代表者は介護保険制度で義務付ける研修を受講する。
 - 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社 松田メディカルサービス と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 付 則 この規程は、平成22年8月1日から施行する。
 - この規程は、平成28年8月1日から改正する。
 - この規程は、平成30年10月1日から改正する。
 - この規程は、平成31年2月1日から改正する。
 - この規定は、令和3年4月1日から改正する。
 - この規定は、令和4年6月1日から改正する。
 - この規定は、令和6年2月1日から改正する。
 - この規定は、令和6年3月29日から改正する。
 - この規定は、令和6年5月10日から改正する。